

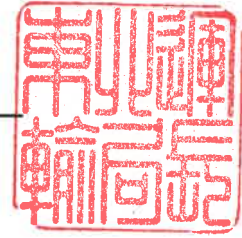
公 示

公示第44号

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」の一部改正について

令和2年10月16日

東北運輸局長 亀山 秀一



「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成14年1月31日付け公示第100号）の一部を別添のとおり改正する。

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案の審査基準について」（平成14年1月31日付け公示第100号）の一部改正について

改正後	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第100号</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年 1月31日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 9. (略)</p> <p>10. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）による一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の許可</p> <p>(略)</p> <p>(1) 許可の取り扱い</p> <p>① 許可の対象 貸切バス事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの又は同法第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域（以下「過疎地域」という。）が含まれていることとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成14年7月1日 公示第44号) (略)</p> <p>附 則 (平成16年7月28日 公示第32号) (略)</p> <p>附 則 (平成17年4月28日 公示第10号) (略)</p> <p>附 則 (平成18年 2月 1日 公示第107号) (略)</p> <p>附 則 (平成18年 9月29日 公示第88号) (略)</p> <p>附 則 (平成19年 8月27日 公示第62号) (略)</p> <p>附 則 (平成20年 6月30日 公示第55号) (略)</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: right;">公示第100号</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成14年 1月31日</p> <p style="text-align: center;">東北運輸局長 島田 知 明</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 9. (略)</p> <p>10. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）による一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の許可</p> <p>(略)</p> <p>(1) 許可の取扱い</p> <p>① 許可の対象 貸切バス事業を行おうとする営業区域の中に過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないもの（以下「過疎地域」という。）が含まれていることとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成14年7月1日 公示第44号) (略)</p> <p>附 則 (平成16年7月28日 公示第32号) (略)</p> <p>附 則 (平成17年4月28日 公示第10号) (略)</p> <p>附 則 (平成18年 2月 1日 公示第107号) (略)</p> <p>附 則 (平成18年 9月29日 公示第88号) (略)</p> <p>附 則 (平成19年 8月27日 公示第62号) (略)</p> <p>附 則 (平成20年 6月30日 公示第55号) (略)</p>

附 則（平成21年 9月30日 公示第92号）（略）

附 則（平成25年10月31日 公示第56号）（略）

附 則（平成26年1月27日 公示第112号）（略）

附 則（平成26年10月16日 公示第40号）（略）

附 則（平成28年11月24日 公示第63号）（略）

附 則（平成28年12月20日 公示第79号）（略）

附 則（平成29年3月7日 公示第99号）（略）

附 則（平成29年6月12日 公示第12号）（略）

附 則（平成29年9月1日 公示第34号）（略）

附 則（平成29年9月1日 公示第36号）（略）

附 則（令和2年10月16日 公示第44号）

この公示は、令和2年10月16日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（平成21年 9月30日 公示第92号）（略）

附 則（平成25年10月31日 公示第56号）（略）

附 則（平成26年1月27日 公示第112号）（略）

附 則（平成26年10月16日 公示第40号）（略）

附 則（平成28年11月24日 公示第63号）（略）

附 則（平成28年12月20日 公示第79号）（略）

附 則（平成29年3月7日 公示第99号）（略）

附 則（平成29年6月12日 公示第12号）（略）

附 則（平成29年9月1日 公示第34号）（略）

附 則（平成29年9月1日 公示第36号）（略）